

自主共済を改正保険業法の適用除外とするよう求める意見書

平成 18 年 4 月 1 日に施行された新保険業法により、各団体がその組織の目的のひとつとして構成員のために自主的に運営している共済制度が存続の危機に追い込まれている。

保険業法改定の趣旨は、共済などの名前で不特定多数の消費者に保険類似商品の販売や勧誘を行って被害を与えた、いわゆるニセ共済への規制とされていた。これらのニセ共済は、商売を通じた顧客を相手にしていることや実際には勧誘した商品を扱っていないこと、所在不明になっていることなどの特徴がある。こうしたニセ共済から消費者を守ることが法改定の目的であるにもかかわらず、実際には団体が構成員のために健全に運営してきた自主共済が、保険会社または小額短期保険業者とならなければならないとされ、小額短期保険業者の基準を満たすことのできない多くの団体が共済制度を廃止せざるを得ない状況となっている。

もともと団体が構成員のために自主共済を運営することは、団体構成員相互の福利厚生を図る役割をもっており、結社の自由の一内容として憲法 21 条により保障されていることはもとより、加入者の生活と健康、命を守ってきた自主共済が存続できなくなることは加入者に被害をもたらすことであり、法改定の趣旨や目的に反することは明白である。

よって、政府におかれては、これまで健全に運営をしてきた仲間同士の助け合いの自主共済がこれまで通りの運営が行えるよう、加入者が構成員と限定される共済制度を直ちに新保険業法の適用除外とされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 21 年 3 月 13 日

庄 原 市 議 会